

15.03

パリ条約による優先権等の主張の手続

1. パリ条約第4条D(1)の規定によって意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の国名（最初の出願が広域出願又は国際出願である場合には、当該政府間機関の官庁名又はその指定国が複数ある場合にあっては、その指定国のうちの一の国の国名を記載すれば足りるものとする（方式審査便覧28.10）。）及び出願の年月日を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項〔準〕特43条1項、特43条の2、特43条の3）。これをパリ条約では優先権の申立てと呼んでいる。意匠登録出願の際における優先権の申立てについては、他の手続を要求することができない（パリ条約4条D(4)）。なお、当該意匠登録出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項に規定する書面の提出を省略することができる（意施19条3項〔準〕特施27条の4第3項）。
2. 上記1.による優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の認証がある出願の年月日を記載した書面、願書及び図面の謄本若しくはこれらと同様の内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国若しくは加盟国又は特定国の政府が発行したもの（最初の出願を受理した主管庁が認証したものであり、この場合、最初の出願を受理した主管庁には、政府間機関も含まれる。電磁的方法により提供されたものを含む。）又はこれらの写し（以下、「優先権証明書類等」という。）を意匠登録出願の日から3月以内（国際意匠登録出願の場合は国際公表があった日から3月以内）に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項〔準〕特43条2項、特43条の2第2項、特43条の3第3項、意60条の10第2項〔準〕特43条2項、意施規12条の2）。「優先権証明書類等」には訳文を提出しなければならない（パリ条約4条D(3)、意施19条1項〔準〕特施2条2項）。また、電磁的方法によって「優先権証明書類等」に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合（意施19条3項〔準〕特施27条の3の3第2項1号）において、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項の規定による優先権主張をした者が意匠登録出願の日から3月以内（国際意匠登録出願の場合は国際公表があった日から3月以内）に、当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項（意施19条3項〔準〕特施27条の3の3第3項）を記載し

た書面を特許庁長官に提出したときは、「優先権証明書類等」を提出したものとみなされる（意15条1項 [準] 特43条5項）。

3. 上記1. による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を「優先権証明書類等」とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、「優先権証明書類等」の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつその番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。（パリ条約4条D(5)、意15条1項、60条の10第2項 [準] 特43条3項）
4. 特許庁長官は、上記2. に規定する期間内に「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する（意15条1項、60条の10第2項 [準] 特43条6項）。通知を受けた者は、その通知の日から2月以内に限り、「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（意15条1項、60条の10第2項 [準] 特43条7項、意施19条3項 [準] 特施27条の3の3第5項）。
5. 意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第6項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から2月以内に「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（意15条1項、60条の10第2項 [準] 特43条8項）。
 - a. 「優先権証明書類等」を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出をすることができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては、2月）（意施19条3項 [準] 特施27条の3の3第6項1号、方式審査便覧28. 21）。
 - b. 上記a. に掲げる以外の場合、「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内（意施19条3項 [準] 特施27条の3の3第6項2号）。
6. 優先権の主張をした者が上記2. に規定する期間内に「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5

項に規定する書面を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う（パリ条約4条D(4)、意15条1項、60条の10第2項〔準〕特43条4項）。ただし、上記4. 又は5. に規定する期間内に「優先権証明書類等」又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面の提出があったときは、意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第4項の規定は、適用しない（意15条1項、60条の10第2項〔準〕特43条9項）。